

第1回提案型NPO等チャレンジ事業募集要項

1. 趣旨

『めじろん共創応援基金』（以下、「めじろん基金」という。）は、行政、民間といった従来の制度的枠組みでは十分に対応しきれない新しい地域課題に対し、公益活動を支援したいとする県民から必要な資金を募り、これをボランティア団体、NPO法人、コミュニティ団体等（NPO等）の活動支援を行います。

平成25年1月11日の一般財団法人おおいた共創基金創設を記念しまして、第1回提案型NPO等チャレンジ事業を行います。なお、次年度以降の助成については、ホームページ（<http://www.mejiron.org/>）に掲載されているグランドデザイン内にある2つの助成事業を基本に行う予定です。

2. 助成の対象となる団体

- ・自主性、自立性に基づいて公益的、社会的な活動を行っている大分県内のNPO等。活動の分野、法人格の有無は問いません。ただし、県内に事務所を有し、原則として1年以上の活動実績があること。
- ・申請した事業を適切に実施できる団体。なお、実施した事業、もしくは同様の事業について、当基金の助成終了後も継続的に行う意志があること。
- ・大分県公式ポータルサイト「おんぼ」にて、★2つ以上を取得していること（応募締切までに取得可）。

3. 助成の対象となる事業

- ・大分県内での地域課題の解決に効果的な事業であること。
- ・団体の運営基盤確立やステップアップが見込める事業であること。
- ・2013年4月～2014年3月までの間に実施される事業であること。
- ・他に公的助成（国・県・市町村及びその外郭団体からの補助・助成）を受けていない事業であること。

4. 助成テーマ

- ・自由テーマ（今回の助成については、分野の指定は行いません）

5. 助成限度額・助成団体数

- ・50万円以内、1団体

6. 助成対象となる経費

- ・使途が明確であり適切な費用であること
 - ・申請する事業を実施するために必要な費用であること
- ※物品・資材購入費、旅費交通費、印刷費、通信費、謝金、人件費、消耗品費など、この事業に伴う諸経費が対象になります
- ※団体の他の事業と共通する運営費や管理費は、原則として対象になりません

※見積書があるものは必ず添付してください

7. 審査

- ・審査は、外部有識者等で構成される審査会で行われます。
- ・一次審査（書類審査）を行い、その上位3団体から、取り組もうとしている事業内容について、二次審査（プレゼンテーション）を公開で行っていただきます。
- ・一次審査の後、速やかに、二次審査対象か否か、全申請団体に対して通知します。二次審査実施日時等については、そのときにあわせてお知らせします。
- ・審査会は非公開とします。審査経過に関するお問い合わせには応じられません。
- ・評価採点に関しては、提案事業の内容（社会性・地域性、新規性・先駆性、期待される成果、確実性、自主性）と提案団体に関する内容（組織・活動状況、活動が団体の発展に役立つこと）、以上7項目について行います。

※申請書の記載が事実と異なる場合、この基金の趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象となりません。

8. 応募方法

- ・所定の助成申請書に必要事項を記入の上、郵送にて当財団事務局まで申請してください。

①助成申請書（1部）

②添付資料（各1部）

- ・ニュース類（活動内容がわかるもの）
- ・収支予算書（活動予算書）

※「おんぼ」にて、★2つ以上を取得しているため、以下の書類は不要です。

- ・定款または団体の規約（またはそれに準ずるもの）
- ・収支計算書（活動計算書）

※添付書類を含む申請書類は原則として審査後返却いたしません。

9. 応募受付期間

- ・2013年2月4日（月）～2013年2月22日（金）

（2月22日当日必着）

- ・募集要項、助成申請書の入手方法は、ホームページ（<http://www.mejiron.org/>）よりダウンロードできます。また、おんぼに登録されている団体に、郵送いたします。

10. 決定および助成の実施予定日

- ・決定は当該団体に文書で、概ね3月7日までに通知するとともに、財団のHP等に掲載します。
- ・概ね2013年3月15日に第1回目の助成金の振り込みを実施します。

11. 情報発信及び報告書の提出

- ・助成決定後、財団のHPならびにFacebook（フェイスブック）ページ上にて助成事業に関する情報発信をしていただきます。
- ・助成を受けた団体は、活動実績・成果・課題・収支報告・写真などを含む内容の最終報告書の提

出を義務とします。報告書の目的は、当財団の寄附者に寄附金の使われ方を報告するとともに、今後の助成活動の拡大を図ることです。

12. 助成事業の変更と返還義務について

- ・助成決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなった場合は、必ず財団までご相談ください。
- ・以下のような場合、助成金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。
 - ①対象となる事業を中止・縮小、または実行できなかった場合
 - ②助成金を申請目的以外に使用した場合
 - ③偽り、その他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明した場合

13. 応募・問い合わせ先

一般財団法人おおいた共創基金 事務局

〒870-0901 大分市西新地 1-3-5 サンビル 1階 Tel・Fax：097-556-3116